

別紙1

令和3年4月改定の内容

令和3年4月

介護福祉施設利用料金

北九州市の場合は1単位=10.14円です

	単位	単位/月	金額/月	1割負担:円	2割負担:円	3割負担:円
要介護1	573	17,190	174,307	17,431	34,862	52,292
要介護2	641	19,230	194,992	19,500	38,999	58,498
要介護3	712	21,360	216,590	21,659	43,318	64,977
要介護4	780	23,400	237,276	23,728	47,456	71,183
要介護5	847	25,410	257,657	25,766	51,532	77,298

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

介護福祉施設加算サービス ※1)説明

加算の種類	全員:☆ 個別:★	単位	1月の単位数	1割負担:円	2割負担:円	3割負担:円
夜勤職員配置加算	☆	22/日	660	670	1,339	2,008
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	☆	6、13/日	570	578	1,156	1,734
日常生活継続支援加算	☆	36/日	1080	1,096	2,191	3,286
口腔衛生管理体制加算(Ⅰ)	☆	90/月	90	92	183	274
口腔衛生管理体制加算(Ⅱ)	☆	110/月	110	112	223	335
栄養ケアマネジメント強化加算	☆	11/日	330	335	670	1,004
処遇改善加算Ⅰ	☆	総単位数*8.3%		0	0	0
特定処遇改善加算Ⅰ	☆	総単位数*2.7%		0	0	0
個別機能訓練加算(Ⅰ)	☆	12/日	360	365	730	1,095
個別機能訓練加算(Ⅱ)	☆	20/月	20	21	41	61
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	☆	40/月	40	41	81	122
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	☆	50/月	50	51	102	153
療養食加算	★	6/1回(1日最高3回)	540	548	1,095	1,643
経口維持加算Ⅰ	★	400/月	400	406	812	1,217
経口維持加算Ⅱ	★	100/月	100	102	203	305
経口移行加算	★	28/単位/日	840	852	1,704	2,556
看取り加算	★	72/日	該当する時は 事前に連絡します	73	146	219
看取り加算	★	144/日		146	292	438
看取り加算	★	780/日		791	1,582	2,373
看取り加算	★	1580/日		1,603	3,205	4,807
初期加算	★	30/日	900	913	1,826	2,738
外泊加算	★	246/日	1476	1,497	2,994	4,490
排せつ支援加算(Ⅰ)	★	10/月	10	11	21	31
排せつ支援加算(Ⅱ)	★	15/月	15	16	31	46
排せつ支援加算(Ⅲ)	★	20/月	20	21	41	61
再入所時栄養連携体制加算	★	400/1回	400	406	812	1,217
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	★	3/1月	3	3	6	9
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	★	13/1月	13	14	27	40
ADL維持等加算(Ⅰ)	★	30/月	30	31	61	92
ADL維持等加算(Ⅱ)	★	60/月	60	61	122	183
自立支援促進加算	★	300/月	300	305	609	913
安全対策体制加算	☆	20/1回	20	21	41	61

食費1月:30日の場合

R3.8月より1445円となります。

減免対象	令和元年10月~	1月当たりの食費:円	減免なしの場合	
第一段階	300/日	9,000円	1日あたりの 食費 1,392円	1月あたりの 食費 41,760円
第二段階	390/日	11,700円		
第三段階	650/日	19,500円		
第四段階	1392/日	41,760円		

居住費 1月:30日の場合

	令和元年10月~	1月当たりの居住費	減免なしの場合	
第一段階	0円	0円	1日あたりの 居住費 855円	1月あたりの 居住費 25,650円
第二段階	370/日	11,100円		
第三段階	370/日	11,100円		
第四段階	855/日	25,650円		

*上記の金額は、概算で算出していますので、実際の金額とは、多少前後することがあります。

別紙2

その他の利用料

理美容費	1回 1,300円(カットのみ) メニュー表による料金 (実費)
クリーニング代	施設にて洗濯できない物 (実費)
医療費	薬代等 外来受診料 (実費)
教養娯楽費	入園料や入館料など 個人希望の図書購入 新聞購読料等 特別な行事食 (毎月500円程度)
その他	箱ティッシュ等 日用品(個人が使うもの) 下着や衣服 等々
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な補食 通常の食事を提供したにもかかわらず、体調不良や摂食拒否等で摂食できない場合に、医師の指示による特別な栄養剤が継続して提供される場合は、管理栄養士より、ご相談させていただきます。 ○ 入院中・外泊中における居室については、部屋を確保する必要がある方につきましては、居室利用料金 1日につき 855円 を請求いたします。

※1)加算についての説明

介護保険制度により下記の各種加算が保険給付(法定給付)分として加算されます。

算定に当たっては、事前に算定内容を説明し、確認いたします。

【初期加算】

※ 入居した日から起算して30日以内の期間は初期加算として、1日につき30単位(1日/入居者負担:31円)が加算されます。なお、30日を超える病院への入院後に再び入居した場合も同様の加算となります。

【療養食加算】

※ 医師の指示(食事箋)に基づく糖尿病食や腎臓病食等の治療食の提供が行われた方に、1回につき6単位(1日3回が限度/入居者負担:18円)が加算されます。

【経口維持加算】

(I)現に経口より食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師または歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して、食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が管理栄養を行う場合。1月につき400単位(入居者負担:406円)

(II)当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持(I)に加えて、1月につき100単位(入居者負担:102円)が加算されます。(経口移行加算対象者は除く)

【経口移行加算】

※ 経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施(経口移行計画に従った栄養管理)した方に、1日につき28単位(1日/入居者負担:29円)が加算されます。

【口腔衛生管理加算】

- ①歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
- ②歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応する事を新たな要件に加える。

【外泊時費用】

※ 外泊や入院された場合で施設に在居していない場合、外泊日又は入院日の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は、通常の費用(単位)に代わり、1日につき25単位(1日/入居者負担:250円)が加算されます。

【夜勤職員配置加算】

夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることで算定する。

【配置医師緊急時対応加算】

配置医師が施設の求めに応じ、早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)又は深夜(22時～6時)に施設を訪問し入所者の診療を行うときに算定する。

【看取り介護加算】

※ 上記の配置医師緊急時対応加算の算定に係る体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合に算定。医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について、医師、看護師、介護職員等が協働して随時本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護が行われた場合逝去前45日を限度として1日につき逝去された日以前30日から45日までは、72単位(1日／入居者負担:74円)逝去前30日を限度として1日につき逝去された日以前4日から30日までは、144単位(1日／入居者負担:146円)、逝去された日の前日・前々日は、780単位(1日／入居者負担:791円)、逝去された日当日は、1,580単位(1日／入居者負担:1,603円)が加算されます。

【排せつ支援加算】

排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホームの入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定する。

【低栄養リスク改善加算】

低栄養リスクの高い入所者に対して、他職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する時に算定する。

【再入所時栄養連携加算】

入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所の栄養管理に関する調整を行った場合に算定する。